

はじめてのみなさんへ

りょうようじょ はい

療養所に入るまで

- ハンセン病は、1947年に「プロミン」という薬が使えるようになるまで、治らない病気だと思われていました。ハンセン病と診断された患者さんやその家族は、大きなショックを受けました。
- この病気になると患者さんも、その家族も、はげしい差別を受けたので、家族の人たちは、近所の人に知られないように、患者さんを家から追い出したり、見つからないよう隠したりしました。
- それでも、お医者さんや役場の人が「怖い伝染病だから早く療養所に行け」と何度も言うので、近所の人に気づかれて、患者さんは家にいられなくなりました。
- 患者さんは、療養所には行きたくないけれど、家族に悲しい思いをさせられないし、迷惑をかけたくないと、仕方なく入所しました。
- 家で療養できるのに、むりやり療養所へ連れて行かれた人もいました。

はじめてのみなさんへ

い し ょ く じ ゅ う
衣 食 住
き た す
着る、食べる、住む

- りょうようじょ せいかつ じゆう
療養所での生活は自由のない、きびしいものでした。
- にゅうしよ ふく も もの と あ じぶん
入所すると、まず服や持ち物を取り上げられて、自分は
しょうどくえき ま ふろ はい
消毒液を混ぜたお風呂に入らなければなりませんでした。
- そのあいだに、もちもの ぜんぶ しら しょうどく
そのあいだに、持ち物は全部調べられて、消毒されました。
- ふろ で き いろ きもの だれ
お風呂から出ると、決められた色・もようの着物や、誰か
つか しよつ き かぞく さべつ
が使っていた食器などをわたされました。家族が差別に
さらされないように、なまえ か
名前を変えさせられることもありま
した
- りょうようじょ に だ も かね
療養所から逃げ出さないように、持ってきたお金はとり
あげられ、「えん ないつうようけん よ
園内通用券」と呼ばれる、療養所の中でしか使
えないお金に かね か
変えさせられました。
- へ や なんにん いっしょ す ざっきよ せいべつ なんれい びょうき
部屋は、何人かが一緒に住む雑居で、性別や年齢、病気の
すす すす
進みぐあいなどによって分けられていました。

はじめてのみなさんへ

ち り ょ う
治 療

- 治療薬「プロミン」の注射が始まるまで、ハンセン病の治療は、大風子油(大風子という木の種からとった油)の注射しかありませんでした。筋肉に注射するのでとても痛いうえに、効くかどうかもわかりませんでした。
- 患者さんは痛い、熱い、冷たい、という感覚がにぶくなるので(知覚麻痺)、けがをしても痛みを感じにくくなってしまいます。そのために、けがに気がつくのが遅れ、傷を悪くすることもありました。
- やけどや切り傷などの手当てをする外科場には、治療のためにたくさんの患者さんが通いました。でもお医者さんや看護師さんの数が少なかったので、患者さんが包帯やガーゼ交換などの治療の手伝いをしました。
- 包帯やガーゼは洗ってくりかえし使いましたが、その洗濯や、たたむ作業をするのも患者さんでした。

はじめてのみなさんへ

かんじや ろうどう
患者さんの労働

- りょうようじょ ひつよう しごと
療養所で必要な仕事はたくさんありました。でも、お医者さんや
かんごし かんじや せわ しょくいん すこ
看護師さん、患者さんのお世話をする職員は、少ししかいません
でした。
- かんじや びょうき なお しょくじ きもの せん
患者さんたちは、病気を治すどころか、食事のしたくや着物の洗
たく だいく びょうき おも かんじや せわ しょくいん
濯、大工さん、病気の重い患者さんのお世話など、職員がするは
ずの仕事をさせられました。こうした労働は、「患者作業」と呼ば
れました。
- ろうどう きゅうりょう すこ かね かんじや た もの
労働のお給料はほんの少いで、このお金は患者さんたちの食べ物
ほうたい か かね し はら ぎゅうりょう
や包帯などを買うためのお金から支払われていました。お給料を
もらう人が増えたり金額が増えたりすると、食べ物をかうお金な
どが減るしくみだったのです。
- かんじや ちかくまひ うんどうまひ しょうじょう
患者さんたちは、知覚麻痺や運動麻痺などの症状がありました。
それでも仕事をさせられたために、ますます病気を悪くし、手足
わる せつだん しつめい
を悪くして切断したり、失明してしまったりもしました。
- びょうき なお くすり じだい むり ろうどう
ハンセン病を治せる薬がなかった時代でも、無理な労働がなけれ
ば、後遺症は軽くてすんだはずでした。
- かんじや びょうき なお はい りょうようじょ
こうして患者さんたちは、病気を治すために入ったはずの療養所
で、病気や障害を重くしていったのです。

はじめてのみなさんへ

ぎょうじ

行事やスポーツ

- 入所したら療養所の中で一生を終えなければならなかった患者さんたちは、「ここを第二のふるさとにしよう」と、いろいろなお祭りや行事を行いました。
- 療養所では、お正月やひな祭り・端午の節句、盆踊り、運動会、クリスマスなどの行事が行われていました。なかでも患者歌舞伎は、療養所の外からも大勢のお客さんを迎え、にぎやかに行われました。
- 若くて病気の軽い患者さんたちは、野球やテニス、卓球やバレーボールなどのスポーツもしました。
- 行事やスポーツは、変化が少なく、治るという希望を持つこともむずかしい生活の中で、ストレスや不満を吐き出す機会でした。
- しかし、どの行事も、療養所の許可がなければできませんでした。
- 療養所では、これらの行事を許可することで、患者さんたちが反抗的になるのを防ごうとしていたのです。

はじめてのみなさんへ

かんじゃせんようかんごく

患者専用の監獄

- 家へ帰りたくて療養所から逃げ出そうとしたり、職員の言うことをきかずに反抗したりした患者さんを閉じ込めるため、すべての療養所に、監禁室(監房)がつけられました。
- 療養所の中では、患者さんが裁判を受けることはできなかった。自分が無罪だと言うこともできませんでした。
- 療養所の監禁室は、患者さんたちに職員の言うことをきかせるための道具として使われていたのです。
- 群馬県にある療養所には、特に厳しい「重監房」(特別病室)がつけられました。冬には雪が積もり、マイナス10℃よりも寒くなる山の中に建てられた牢屋です。暖房も、暖かいふとんもない状態で何十日も閉じ込められ、23人が亡くなったといわれています。
- 戦争が終わって日本国憲法(基本となるきまり)ができ、基本的人権(国民が当然もつべきあたりまえの権利)が保障されてからも、相変わらず監禁室があった療養所もあります。また、療養所の外にも患者さんだけを閉じ込める牢屋がつけられました。

けっこん だんしゅ ちゅうぜつ 結婚・断種・中絶

- 療養所では、患者さんどうしの結婚が認められました。結婚すれば、療養所で一生を生きようと決め、故郷へ帰りたいたいと思う気持ちをなくさせて、患者さんたちの逃走をふせげると考えたのです。
- 夫婦用の住まいがなかったので、結婚しても一緒にくらすことができませんでした。昼間は別々の部屋で過ごし、夜だけ夫が妻のくらす家に通う、という結婚生活でした。
- 結婚しても、子どもを産むことは許されませんでした。子どもに病気がうつるかもしれない、療養所の中では子どもを育てさせない、育てる施設がない、などの理由で、子どもを産むことを禁じられたのです。
- 結婚が決まると、男性には子どもができないようにする手術が行われました。妊娠した女性には、産まれる前の赤ちゃんをおなかの外に出してしまう手術が行われました。これらの手術を断種手術といい、生まれてくるはずの命の尊厳をうばうものでした。
- 入所者のなかには子どもや孫のいない人がたくさんいます。断種手術のために、患者さんは、子どもの成長を見守ることも、年をとってから孫の成長を楽しみに過ごすこともできなくなってしまうたのです。

はじめてのみなさんへ

こ どもたちと学校 が っ こ う

- 小さな子どもでも、ハンセン病と診断されれば療養所に入らなければなりませんでした。
 - りょうようじょ には 子どもの患者さんがたくさんいましたが、第二次世界大戦が終わってからしばらくは、療養所に正式な学校はなく、おとなの患者さんが、子どもたちに勉強を教えていました。
 - 遠い故郷にいる家族に手紙を書きたい、家族から来た手紙を読みたい、という思いで、いっしょうけんめい字を学びました。
 - 治せる薬が出来てからも、療養所の外にある学校へは通わせてもらえませんでした。療養所の中の学校が公立学校(義務教育)の分教室※として認められ、本校からやってくる先生と、おとなの入所者が勉強を教えました。
 - 1955年、岡山県の長島愛生園に開校した「邑久高校新良田教室」には、全国から青少年が集まりました。卒業したあと、社会復帰した人もたくさんいます。ただ、社会に出た後も、差別をおそれて療養所にいたことを隠さなければなりませんでした。
- ※分教室…家から学校までが遠くて通学できない、事情があって家の近くの学校に通えない、などの事情で学校に通うことの難しい子どものために、地域の学校の「分校」としてつくられた小規模の学校。

はじめてのみなさんへ

しやかいへんけん
社会の偏見※

※偏見とは…勝手な思い込み。決めつけ。偏った見方。

- 国は、病気の正しい知識をきちんと伝えなかったため、国民は患者さんとその家族を、むやみに怖がり、嫌いました。それによってさまざまな事件が起こっています。
- 大阪では、地域の住民たちが家の近くに療養所ができることに反対したため、川がはんらんするような危険な場所にしか療養所をつくることができませんでした。1934年、実際に大きな台風が療養所をおそい、多くの患者さんや職員が亡くなりました。
- 熊本県の小学校では、患者さんを親に持つ子どもたちを地域の学校に通わせない運動が起こり、大きな問題になりました。
- 熊本県では、ハンセン病の患者さんが殺人の疑いで逮捕されました。警察や検察や裁判所の人たちは病気を怖がり、きちんとした取り調べをしないままで、患者さんの、自分は無実だという主張は聞き入れられず、死刑になってしまいました。
- 患者さんだけでなく、その家族も、身内に患者さんがいるという理由で、結婚や就職ができなくなる差別を受けています。

はじめてのみなさんへ

りょうようじょ なか し

療養所の中の死

- 患者さんのほとんどは、家に帰れないまま亡くなりました。
- ご遺体を療養所の外に運び出すことは許されなかったため、長いあいだ、療養所の中で火葬されていました。
- 息をひきとる時は、療養生活を共にすごした友達が見守りました。お葬式も、療養所の友達が出してくれました。
- でも、火葬されて骨になっても、家のお墓には入れませんでした。亡くなった患者の遺族は、近所に住む人たちから「ハンセン病患者がいた家だ」と差別されることを恐れたのです。
- どの療養所にも、納骨堂(お墓)があります。病院のお墓に入るなんて変だと思ってもかもしれませんが、家のお墓にひきとってもらえないので、亡くなってからもふるさとに帰れずに納骨堂にねむっている人がたくさんいます。